

サルビア・アーティストバンク利用規約

●第 1 条:サルビア・アーティストバンク

「サルビア・アーティストバンク(以下アーティストバンクとする)」とは、横浜市鶴見区民文化センターサルビアホール(以下サルビアホールとする)が提供する主に鶴見区内における登録アーティスト公演事業に関するコーディネート業務です。

【利用方法】

- (1)利用者は利用申込書に必要事項を記入し、サルビアホールに提出する。
- (2)サルビアホールは利用申込書に記載された条件で公演が可能であるかどうかを確認し、内容確認書兼利用承認書を発行する。
- (3)サルビアホールは公演に関する詳細を利用者・登録アーティスト双方に確認し、スケジュール調整、出演料交渉、当日の進行確認などのマネジメントを行う。
- (4)公演を実施する。
- (5)公演終了後 2 週間以内に利用者はサルビアホールにアンケート報告を提出する。

●第 2 条:利用者

本規約に同意後、申し込みを行った個人・団体のことをいいます。利用者は、利用申込書を提出した時点で、本規約を承諾しているものとみなします。

●第 3 条:サルビア・アーティストバンクの利用

- 1:アーティストバンクを利用するためには、利用者が利用申込書に必要事項を記入のうえ提出し、サルビアホールが利用を承認した時点(第 1 条(2))で申し込みが完了します。
- 2:サルビアホールは、利用者として不適当と判断した個人・団体に対し、利用を拒否することができます。(参考:第 6 条)
- 3:事業の内容が営利を目的としたもの・政治的なもの場合は利用をお断りいたします。

●第 4 条:謝金等の支払

- 1:利用者の負担するアーティストバンクに関する経費は、サルビアホールと協議のうえ決定します。

2:支払時期

利用者は、第 4 条第 1 項に記載した経費を、公演終了後にサルビアホールの指定する銀行口座へ公演終了後 2 週間以内にお支払いください。また入金に関する支払い手数料等は利用者の負担とします。

3:適格請求書等保存方式(インボイス制度)

サルビアホールの指定管理者である(株)神奈川共立は適格請求書発行事業者です。お取引は、インボイス制度に則った対応を原則とします。

4:キャンセル規定

利用承認発行後、利用者の都合により公演等を中止する場合は、サルビアホールまでご連絡ください。
またその場合、次の通りキャンセル料を申し受けます。

- (1)利用承認発行後～公演 30 日前:第 4 条第 1 項に記載した経費の 0%
- (2)公演 29 日前～公演前々日:第 4 条第 1 項に記載した経費の 50%
- (3)公演前日、当日:第 4 条第 1 項に記載した経費の 100%

●第 5 条:個人情報の取扱い

1:収集の目的

サルビアホールは、アーティストバンクに関し第 1 条に定義する公演事業を行うために利用者の個人情報を収集します。

2:利用及び提供

個人情報は、公演を実施する利用者に最適なサービスを提供する目的で必要な範囲内で収集し利用します。お預かりしている個人情報を、本人の許可なく開示したり、第三者に提供することはありません。

●第 6 条:利用者の禁止事項

アーティストバンクの利用にあたり、利用者が以下に該当する行為をした場合、サルビアホールは第 3 条に則り、利用を拒否することができるものとします。

- (1)虚偽の情報を登録する行為
- (2)登録アーティスト、またその他の第三者を誹謗中傷する行為
- (3)登録アーティスト、またその他の第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為
- (4)登録アーティスト、またその他の第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権等を侵害する行為
- (5)営利目的の情報収集活動行為
- (6)アーティストバンクの信用を毀損するような行為、またはそのおそれのある行為
- (7)犯罪行為に結びつく行為
- (8)暴力団等反社会的勢力に属する、または関係する行為
- (9)公序良俗、法律、法令に反する行為

●第 7 条:免責

サルビアホールは、自然災害・交通網の遅延・その他サルビアホールの責に因らない想定外の要因によりサービスの提供が遅延したり、提供困難な状態に陥ったりした場合、これによって利用者に生じた損害についてその責を負わないものとします。

附則

この規約は 2019 年 4 月 1 日より実施するものとします。

この規約の改正は、2024 年 4 月 1 日より実施します。